

○八王子市企業立地審査会設置要綱

平成 16 年 4 月 1 日施行

改正 平成 17 年 3 月 1 日 平成 21 年 2 月 1 日 平成 22 年 4 月 1 日 平成 26 年 4 月 1 日
平成 27 年 2 月 1 日

(設置)

第 1 条 八王子市企業立地支援条例(改正 平成 26 年 2 月 28 日条例第 33 号。以下「条例」という。)に基づく指定事業者の指定に関する事項等を審査するため、企業立地審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審査会は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 条例第 6 条に定める指定事業者の指定に関すること。ただし、八王子市企業立地支援条例施行規則(改正 平成 26 年 3 月 31 日規則第 19 号。以下「規則」という。)第 4 条に定める指定要件等を満たすことが明らかで、かつ、指定にあたって条例第 6 条第 2 項に定める条件を付する必要があると会長が認める場合には、審査会に付さないことができる。
- (2) 条例第 10 条に定める指定事業者の指定の申請の変更申請の承認に関すること(重要なものに限る)。
- (3) 条例第 11 条に定める指定事業者の指定の取り消しに関すること(指定事業者から指定の取り消しの申し出があった場合は除く)。
- (4) その他、条例及び規則の運用についての重要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審査会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、産業振興部長、副会長は、企業支援課長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

総合経営部総合計画第二課長

都市計画部土地利用計画課長

環境部環境保全課長

4 会長は、必要があると認めるときは、前項に規定する委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議)

第 4 条 審査会の会議は、必要の都度会長が招集し、会長が議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第 5 条 審査会の庶務は、産業振興部企業支援課において処理する。

(委任)

第 6 条 この要綱で定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。